

富岡町文化交流センターLED 照明更新事業に伴うプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

富岡町文化交流センターの照明について既存灯から LED に更新を行い、電気使用量の低減、機能改善を行うことを目的とする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

『富岡町文化交流センターLED 照明更新事業』

(2) 業務の内容

『富岡町文化交流センターLED 照明更新事業 仕様書』（別紙）による。

(3) 履行期限

令和 7 年 3 月 31 日

業務想定金額

総額 26,000 千円（税込み）を上限目安とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものである。

(4) 成果品

『富岡町文化交流センターLED 照明更新事業 仕様書』（別紙）による。

3. 委託予定者選定方法

社会教育施設に関する高い専門知識と豊富な経験を有する事業者に広く募集を行うため公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

4. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年度政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していること。

(2) 企画提案書の提出期限において、富岡町の指名停止を受けていないこと。

5. 参加申込み・企画提案

(1) 現地説明会及び富岡町文化交流センター竣工図書の閲覧を下記の日程で行う。

現地説明会 日 時 令和 6 年 5 月 8 日（水）13 時～17 時

場 所 富岡町文化交流センター（富岡町大字本岡字王塚 622-1）

(2) 提出書類

「4. 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①企画提案参加申込書（様式 1） | 1 部（押印） |
| ②企業概要書（様式 2） | 1 部 |
| ③業務実績書（様式 3） | 5 部 |
| ④提案書（任意様式） | 5 部 |
| ⑤配置予定者調書（様式 4） | 5 部 |
| ⑥参考見積書（任意様式） | 5 部（1 部のみ押印、残りは複写で可） |

⑦工程表（任意様式）

5部

※業務実績書は、業務の実績を記入すること。業務実績は、元請として契約した業務に限る。

※提案書は、富岡町文化交流センターLED照明更新事業に関する基本的な考え方を示し、なお、提出期限内での企画提案書の修正・変更を1度に限り認める。提出書類は原則としてA4版・横書き・文字サイズ10.5ポイント以上・両面印刷で10頁以内とする。1社1案とし、企画案の特徴や提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。提出を求めている資料の添付や指定枚数の超過、指定様式以外での提出の場合は減点の対象とする。

※提案書には、a) 業務の全体的な実施方針、b) 業務の実施フロー、スケジュール、c) 業務の実施体制、d) 既存照明調査、更新設計及び工事に係る具体的な提案を記し、左記a～dの合計でA4版10枚以内とする。

6. 企画提案の方法

(1) 提出方法

持参または郵送等で提出すること。

郵送等の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無を役場に確認すること。

(2) 提出期間

令和6年5月8日（水）から令和6年5月17日（金）まで。

持参の場合は、期間内の平日9時から17時までの間で受け付ける。

(3) 提出先

〒979-1151

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1

富岡町生涯学習課 生涯学習係

TEL0240-22-2626（代）

FAX0240-22-5059

E-mail tom7100-001@tomioka-town.jp

(4) 質問等

参加申込み・業務の内容に関する質問は、「6.企画提案の方法」の「(3)提出先」で受け付ける。質問は、FAX・電子メール・郵送等により必ず書面で行うものとする。質問書の様式は問わないが、電話では受け付けない。

質問書の受付は、令和6年5月10日（金）17時までとする。

質問に対する回答は、令和6年5月15日（水）に富岡町ホームページに掲載する。

特定建設共同企業体の場合は、様式1（企画提案参加申込書）に記載のほか、様式2（企業概要書）、様式3（業務実績書）について個別に記載のこと。

7. 委託予定者の選定方法

委託予定者の選定は、『富岡町文化交流センターLED照明更新事業審査委員会』の審査で決定する。

審査委員会がプレゼンを受け、企画提案内容の聞き取りによる評価を行い委託予定者を決定する。

審査委員会は副町長、教育長、総務課長、都市整備課長、教育総務課長とする。

なお、選定に際する審査内容は非公開とする。

(1) 選定の結果は、即日電子メールで通知する。

(2) 選定方法

① 企画提案書のプレゼンテーションを「8. プレゼンテーション」により行う。

② プレゼンテーションの内容を評価し、「富岡町文化交流センターLED 照明更新事業プロポーザル採点基準」に基づき審査委員会が審査する。

③ 「富岡町文化交流センターLED 照明更新事業プロポーザル採点基準」の評価点が最も高く、見積書の額が「2. 業務委託の概要」の「(4)業務想定金額」以下の企画を提案した者を受託予定者として選定する。

④ 最高点の企画提案者が複数の場合は、「富岡町文化交流センターLED 照明更新事業プロポーザル審査委員会」の議決により、委託予定者を決定する。

(3) 審査基準

「富岡町文化交流センターLED 照明更新事業プロポーザル採点基準」に基づき審査する。

(4) 選定結果の通知

選定結果を文書で通知する。

選定に関する異議等は一切受け付けない。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日時（予定）

令和6年5月22日（水）午後1時30分から。

ただし、企画提案者数などにより変更する場合がある。

(2) 実施場所 富岡町文化交流センター 多目的研修室（小ホール）

(3) 実施時間 1企画提案者につき30分以内とする。プレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分以内とする。

(4) プレゼンテーションの方法

「5. 参加申込み・企画提案」の「(2)提出書類」に沿ってわかりやすく簡潔に説明すること。プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。追加提案・追加資料の配布は減点対象とする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(5) 注意事項

・発表では、企画提案の趣旨等を明確に説明すること。

・発表者は、業務の配置予定者とし、説明会場に入室できるのは3名までとする。

・プレゼンにあたっては公平性を保つため、会場では会社名を伏せ、会社名やロゴマークの入った服装は着用しないものとする。

・フリップやパワーポイント等の使用は可とする。スクリーンとプロジェクターは町で準備するが、ノートパソコン等は発表者が準備すること。

9. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (5) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があり、「富岡町文化交流センターLED照明更新事業プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合。
- (6) 見積書の金額が前記2(4)の業務想定金額を超えている場合。

10. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められるときは、その実施を中止または取り消す場合がある。中止・取り消しの際、プロポーザルに要した経費の請求は認めない。

12. 契約

プロポーザルの審査結果に基づき、富岡町は決定した受託予定者と協議し、提案内容を反映した仕様書に基づき調整した後、契約を締結する。

13. 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、下記の通り。

富岡町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係

〒979-1151 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

TEL 0240-22-2626 (代)

FAX 0240-22-5059

E-mail tom7100-001@tomioka-town.jp